

# 「介護精いっぱいした」

## 認知症事故の家族免責判決

### 長男、胸なで下ろす

愛知県大府市で二〇〇七年、徘徊中に電車にはねられた認知症の男性。当時（九二）の遺族が、鉄道会社への賠償責任を負うかが争われた訴訟で、最高裁は一日、妻（九三）と長男（九四）に賠償責任はないと判断した。長男は「大変温かい判断をしていただき、父も喜んでおられる」と胸なで下ろした。●面参照

わずか六、七分ほどの間、妻が目を見失った際、男性は姿を消した。二〇〇七年十二月、デイサービスから帰宅した男性は夕方、自宅のソファで妻とくつろいでいた。妻がうたた寝した隙に一人で外出。大府市のJR共和駅構内で電車にはねられ、死亡した。

男性に認知症の症状が出始めたのは二〇〇〇年ごろ。病院で医療器具を勝手に外してしまうなどの振る舞いがあったため、家族は、住み慣れた自宅で世話していくことを決めた。できることは全てやったつもりだった。夜中に一人で外出しないよう一番、気を配ったのは男性の妻（九三）。横浜市で暮らしていた長男も週末ごとに帰宅し、父親と一緒に散歩をし

た。長男の妻は男性宅近くに移り住み、毎日の世話をした。

「父にとって自宅は憩いの場だった」。長男は振り返る。好きなプロレスの番組を見たり、訪ねてきた古い知人とミカンを食べながら話をしたり。自宅前の道路のゴミ拾いや草むしりが日課だったという。

だが、男性はたびたび「行くだ」と言い、自宅から外出したがった。事故で亡くなる前にも二度、夜中に徘徊。家族は、警察に助けを求め、衣服や帽子に氏名と連絡先を記した布を縫い付けた。自宅玄関に出入りを感知するセンサーも付けた。それでも事故を防げなかった。妻がうたた寝を

した際に男性は、玄関とは別の、センサーが切つてあった出口から一人で外出。長男によると、最寄り駅の改札を擦り抜けて電車に乗り、隣駅のホームで電車にはねられた。

JR東海から振り替え輸送代など計七百二十万円の損害賠償を請求された訴訟で、長男が最も許せなかったのは、「精いっぱい介護をしていた」との長男らの主張に対し、JR側から「ただの甘えだ」などと、心無い言葉が記された書面を見た時だった。

事故から八年。法廷での争いは六年を過ぎた。長男は代理人弁護士を通じて「父も喜んでおられる」と思っています。いろいろなきとがありまし

たが、これで肩の荷が下りてほっとした思いです」とコメントを出した。「全面的に私たちの主張を認めた画期的な判決だ」。判決後、東京都内で会見した長男側の代理人の浅岡輝彦弁護士はこう評価し、今後の認知症患者による事故の家族らの賠償責任については、「慎重に判断されることになるだろう」との見方を示した。